

事務連絡
令和3年5月10日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり愛玩動物用飼料対策班長事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

令和3年5月7日

関係各位

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より大変お世話になっております。

本年4月30日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されました。別添のとおり事務連絡を発出しましたのでお知らせします。あわせて、本事務連絡の参考資料として改正後の関係様式を添付いたします。

また、4月1日に公布された「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」につきまして、参考資料としてお送りした、改正内容反映版の省令資料に脱字がありましたので、修正済みの資料を同封いたします。大変申し訳ありませんでした。

修正内容：別表1の(3)の表の第1欄

- ・誤：無機砒素（無機砒素（Ⅲ）及び無砒素（Ⅴ）の総和をいう。）
- ・正：無機砒素（無機砒素（Ⅲ）及び無機砒素（Ⅴ）の総和をいう。）

ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。
どうぞよろしくお願いいたします。

なお、連休のため、郵送が遅くなりましたこと重ねてお詫び申し上げます。



<担当者連絡先>

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

愛玩動物用飼料対策班 清水

電話：03-3502-8111 内線 4546

FAX：03-3502-8275

Mail: pet_food@maff. go. jp

事務連絡
令和3年4月30日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(愛玩動物用飼料対策班担当)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

日頃よりペットフードの安全確保にご尽力いただきありがとうございます。
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令・環境省令第3号）が令和3年4月30日付けで公布、施行されました。本改正の内容等は、下記のとおりですので、貴会傘下の会員への周知につき御協力をお願いします。

記

改正の内容

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成21年農林水産省・環境省令第2号）様式第1中「印」及び備考（氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる旨を記載）、同令様式第2中「印」が削除されました。

本改正にあたっての注意点

愛玩動物用飼料（製造・輸入）業者届等愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく各種届出に押印が不要となるほか、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第12条第2項の身分証明書」にも発行者の印がなくなります。今後、立入検査等で農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の職員が提示する身分証明書に押印がない場合がありますのでご了承ください。



○ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成 21 年農林水産省・環境省令第 2 号）

様式第 1（第 2 条関係）

イ

愛玩動物用飼料（製造）業者届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名

下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届け
出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 製造業者にあつては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地
- 4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類
- 5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 6 輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨

（日本産業規格 A 4）

ロ

愛玩動物用飼料（製造）業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）
の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日

（日本産業規格 A 4）

愛玩動物用飼料 (製造) 業者事業廃止届
(輸入)

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により愛玩動物用飼料 (製造) 業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

(日本産業規格 A4)

愛玩動物用飼料 (製造) 業者事業承継届
(輸入)

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により届出がなされていた (製造) 業者の地位を承継したので、同条第5項の規定により届け出ます。

- 1 承継年月日
- 2 被承継者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 3 承継の原因

(日本産業規格 A4)

様式第2 (第6条関係)

(表)

(裏)

第 号	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 第12条第2項の身分証明書
写 真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日 年 月 日発行
身分証明書 発行者名	

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (抄)

第12条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5 (略)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 この身分証明書の様式の大きさは、日本産業規格A6とする。

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令

平成21年4月28日農林水産省令・環境省令第1号
改正 平成23年9月1日農林水産省令・環境省令第3号
改正 平成26年8月20日農林水産省令・環境省令第3号
改正 平成30年11月30日農林水産省令・環境省令第3号
改正 令和3年4月1日農林水産省令・環境省令第2号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する愛玩動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準については、別表に定めるところによる。

附則

（施行期日）

第1条 この省令は、法の施行の日（平成21年6月1日）から施行する。

（経過措置）

- 第2条 法第6条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為であって、平成21年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。
- 2 法第6条第三号に掲げる行為であって、平成22年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。
- 3 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成21年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料であって、法第6条第二号及び第四号に規定する愛玩動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛玩動物用飼料については、法第8条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成22年12月1日以前に製造された愛玩動物用飼料であって、法第6条第三号に規定する愛玩動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛玩動物用飼料については、法第8条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

- (1) 次の表の第1欄に掲げる添加物（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
亜硝酸ナトリウム	100 g/t
エトキシキン	75 g/t (犬用)
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及び ブチルヒドロキシアニソール (総和をいう。)	150 g/t

- (2) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
グリホサート	15 µg/g
クロルピリホスメチル	10 µg/g
ピリミホスメチル	2 µg/g
マラチオン	10 µg/g
メタミドホス	0.2 µg/g

- (3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であつて、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第1欄	第2欄
アフラトキシンB ₁	0.02 µg/g
デオキシニバレノール	2 µg/g (犬用) 1 µg/g (猫用)
カドミウム	1 µg/g
鉛	3 µg/g
無機砒素（無機砒素（Ⅲ）及び無機砒素（Ⅴ） の総和をいう。）	2 µg/g
BHC（α-BHC、β-BHC、γ-BHC及び δ-BHCの総和をいう。）	0.01 µg/g
DDT（DDD及びDDEを含む。）	0.1 µg/g
アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	0.01 µg/g
エンドリン	0.01 µg/g

ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド（総和をいう。）	0.01 µg/g
メラミン	2.5 µg/g

- (4) (1) から (3) までに規定する物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛玩動物用飼料中の水分の含有量が 10% を超えるときは、その超える量を当該販売用愛玩動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛玩動物用飼料中の水分の含有量が 10% に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛玩動物用飼料の量に加算するものとする。

2 販売用愛玩動物用飼料の製造の方法の基準

- (1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。
- (2) 販売用愛玩動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛玩動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。
- (3) プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛玩動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛玩動物用飼料の表示の基準

販売用愛玩動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛玩動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ 原産国